

燕市のスマート農業を紹介します

燕市では、先進技術活用推進事業として、スマート農業に取り組んでいます。その事業の活動内容を紹介します。

●主な活動内容

- 令和4年度
 - ・ドローン、自動運転田植え機での田植え作業（5月）
 - ・ドローンで梨の受粉作業（5月）
- ・勉強会（6月・7月）
- 令和5年度（予定）
 - ・ドローンなどによる農作業
 - ・勉強会
 - ・意見交換会



▲事業の詳細はこちら



※スマート農業
（アイシーティー）
ロボットやICTを活用し省力化・高品質生産を目指す農業のこと。

- メンバーを募集します
- 対象 興味がある人
- 募集期間 随時
- 申込み・問合せ 農政課 農政企画係（3階25番窓口） ☎0256・77・8242

ドローンでの受粉作業の様子



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

早期の接続にご協力ください！

下水道の供用を開始した区域をお知らせします

3月31日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。供用を開始した区域の人は、下水道への早めの接続をお願いします。

図面は市ホームページでご確認ください▶



燕地区	秋葉町四丁目・水道町四丁目・寺郷屋・廿六木三区・中央通五の三・西燕町・小高・灰方の各一部
吉田地区	吉田西太田・吉田堤町・吉田松岡町・吉田旭町三丁目・吉田旭町四丁目の各一部
分水地区	分水弥生町・新興野・笈ヶ島の各一部

下水道法により、公共下水道への速やかな接続が定められています。また、くみ取り式トイレを使用している場合は、3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

- 市内の金融機関から、低利な排水設備資金の貸付けを受けられる制度があります（新築と集合住宅は対象外）。
- 下水道への接続は、住宅リフォーム助成の対象です。詳細は13ページをご覧ください。営繕建築課 建築指導係（☎0256・77・8282）までお問い合わせください。

供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります（新築は対象外）。

早期接続が
ホトクです

- 問合せ 下水道課 計画管理係（市役所2階20番窓口）☎0256・77・8291

住宅取得を補助します！

移住家族支援事業・まちなか居住支援事業

	① 移住家族支援事業	② まちなか居住支援事業
対象者	転入者 （賃貸住宅に移り住み2年以内の世帯含む）	市民 （申請時の年齢が満50歳未満の人）
対象住宅	建築場所が市内であること	
共通要件 ※全て満たす人	●補助対象住宅（昭和56年6月1日以降に建築）を新築または購入するため、金融機関などとの借入契約（償還期間10年以上）を締結し、その住宅に2人以上で居住する人 ●市税を滞納していない人 ●新築の場合…申請時点で基礎工事に着手しておらず、交付申請書を年度内に提出できる人 ●購入の場合…申請時点で契約していない人	

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

●補助金額 転入者は最大110万円、市民は最大35万円が上限です。

基本額・条件に応じた加算額など、詳細は市ホームページをご確認ください。

●申請方法 申請書を都市計画課 都市計画係（市役所2階16番窓口）へ提出。郵送不可。

●その他 住宅ローン「フラット35」を利用し住宅を取得する場合は、金利の優遇を受けることができます。

●事前相談・問合せ 都市計画課 都市計画係 ☎0256・77・8263

詳しくはこちら▶



住宅・建築関連の補助金を紹介します

申請・問合せ

営繕建築課 建築指導係（2階28・29番窓口）
☎0256・77・8282

① アスベスト含有調査費の補助

●対象 市内にアスベストが吹付けられていると思われる建築物を有している市税の滞納がない法人および個人

●補助内容 吹付けアスベスト含有調査費（税抜）の全額（1検体の場合15万円、複数検体の場合1棟25万円が上限）

：工事費の23%・限度額40万円（省工ネ基準）、60万円（ZEH水準）
※耐震建替については、省工ネ設計の上乗せ補助はありません。

④ 住宅の省エネ化に関する費用の補助

●対象 次の全てに該当する人
①耐震性能を有する住宅の省エネ改修を向上させる改修等を行う人
②住宅の所有者または所有者の親族（3親等以内）で市税の滞納がない個人

●省エネ診断：診断費の3%・限度額10万円
●省エネ設計：設計費の3%・限度額20万円
●省エネ改修：工事費の23%・限度額70万円（省工ネ基準）、100万円（ZEH水準）

●募集件数 診断：10件・設計：10件・改修：10件

⑤ 住宅リフォーム助成

●対象 物価高騰による市民の負担

工事着手前の申請が必要です。

詳しくは、営繕建築課窓口に置いてあるチラシまたは市ホームページをご覧ください。

●申請期間

①②③④：4月3日（月）～8月31日（木）
⑤：第1回受付…4月3日（月）～（申込200件）
第2回受付…7月3日（月）～
（予算額に達し次第終了。その後20件のキャンセル待ち申込受付。）

●申請方法

所定の申請書に必要な書類を添付し、営繕建築課へ持参してください。

▼事業の詳細はこちら

